

改正派遣法に基づくマージン率の公開

平成24年10月1日の「改正労働者派遣法」の施行により、派遣元事業主（当社）は毎事業年度終了後、派遣先から受け取る派遣料金に占める派遣料金と派遣労働者に支払う賃金の差額の割合（マージン率といいます）を公開することが義務付けられました。（法第23条第5項）
このマージン率は、以下の計算式で算出されます。

マージン率＝

派遣料金の平均額－派遣労働者の賃金の平均額

派遣料金の平均額

（当該割合に小数点以下一位未満の端数があるときは、これを四捨五入する）

令和7年3月期事業所別事業報告

	銀座本店	
派遣労働者数 （報告対象期末日）（人）	140	
派遣先の実数（件）	186	
マージン率（％）	35.1％	
労働者派遣に関する 料金額の平均（円） （1日8時間あたりの額）	23,481	
派遣労働者の賃金の 平均額（円） （1日8時間あたりの額）	15,248	
労働者派遣法30条の4第1項の労使協定の 締結有無	有	
労使協定の有効期間終期	2026年3月31日	
対象となる労働者の範囲	全ての派遣労働者	
教育訓練事項	1．安全衛生教育 2．個人情報保護教育 3．4S活動教育 4．腰痛対策教育 5．その他（OJT研修_派遣先協力のもと救命救急研修等／段階的かつ体系的な教育訓練）	
キャリアコンサルティング 相談窓口連絡先	0120-997-177	
その他参考となると認められる事項	1. 年次有給休暇制度 2. 雇用保険・社会保険（健康保険、厚生年金） 3. 労働者災害補償保険 4. 定期健康診断 5. インフルエンザ予防接種補助 6. 交通費支給 【当社独自の取組み】 1. ベネフィット・ステーション 飲食店・宿泊施設・スポーツジム等の加盟店サービスの割引や加盟店サービス利用時のポイント付与、 無料eラーニング講座等の利用ができます。 2. 皆勤祝いプレゼント	

